

定款

一般社団法人備後府中サッカー協会

平成31年1月9日 作成

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人備後府中サッカー協会（Bingo Fuchu Football Association「BFFA」）と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、府中市及び近隣の地域においてのサッカーの普及と発展、競技力の向上に関する事を行い、心身の健全な発達とスポーツ文化の振興に寄与することを目的とし、その目的を資するため次の事業を行う。

- 1 サッカーの普及・発展
- 2 サッカーの競技力向上のための選手の育成
- 3 サッカーの指導者育成・養成
- 4 サッカーの審判育成・養成
- 5 各種サッカー大会の開催
- 6 サッカーに関する調査・研究
- 7 記録の作成・保存及び広報活動
- 8 サッカーを通じた地域交流事業
- 9 サッカーを通じた国際文化交流
- 10 スポーツ関係機関との連携協力
- 11 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を広島県府中市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員及び会費

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は、次の4種類とする。

- (1) 正会員
- (2) チーム会員
- (3) 学校会員
- (4) 賛助会員

(入社)

第7条 当法人の成立後会員となるには、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 正会員、チーム会員として入会しようとするものは、社員総会において別に定める入会金、会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
- 2 死亡又は解散したとき
- 3 会費を1年以上滞納したとき
- 4 除名

会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(会費等の不返還)

第10条 既納の入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

第3章 社員総会

(総会の種類及び招集)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成し、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事たる会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該決議につき書面をもってあらかじめ意思表示した者及び社員を代理人として表決することを委任した者は、出席とみなす。

前項の意思表示及び委任は書面をもってしなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び会長等

(理事等の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

当法人に代表理事を会長とし、副会長を2名、専務理事を1名置くことができる。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第19条 当法人の監事の員数は、2名以内とする。

(理事、監事及び会長等の選任の方法等)

第20条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）の合計数及び他の同一団体の関係者の合計数は、いずれも理事総数の2分の1を超えてはならない。

監事には、当法人の理事の親族その他特殊の関係がある者及び当法人の職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事及び監事の解任）

第21条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の決議により解任することができる。

- （1） 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
- （2） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う社員総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

（理事及び監事の任期）

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（職務）

第23条 会長は、当法人を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐して当法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によりその職務を代理

する。

専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を掌理する。

理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、当法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 当法人の財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について報告することを発見したときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会又は理事会の招集を請求し、若しくは社員総会又は理事会を招集すること。

監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(報酬等)

第24条 常勤の役員は有給とすることができる。

常勤の役員の報酬は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招 集)

第25条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第26条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは

支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第29条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第30条 会長及び副会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第31条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第33条 会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書に

については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第34条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第36条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
宮本 憲治	広島県府中市中須町3 6 5 番地 5
伊藤 和生	広島県府中市高木町5 2 0 番地 1
森岡 博昭	広島県府中市元町4 4 4 番地 1 1
真田 光夫	広島県府中市元町4 4 4 番地 1 9

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人備後府中サッカー協会を設立のため、設立時社員宮本憲治外3名の定款作成代理人である司法書士田中峻輔は、電磁的記録である本定款を

作成し、電子署名する。

平成31年1月9日

上記設立時社員の定款作成代理人
広島県府中市元町445番地1 府中商工会議所3階
司法書士 田中峻輔